

練馬区公告第 9 3 号

都市計画の案について

都市計画を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第21条第2項において準用する法第17条第1項および練馬区まちづくり条例（平成17年12月練馬区条例第95号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定により、東京都市計画生産緑地地区に係る都市計画の案をつぎのとおり公告し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

なお、条例第8条第2項の規定により、法第17条第2項に規定する住民および利害関係人は、縦覧期間満了の日までに区長に対して意見書を提出することができる。

令和 8 年 7 月 1 日

練馬区長 吉 田 健 一

都市計画の種類および名称	都市計画を定める土地の位置および区域
東京都市計画生産緑地地区	削除を行う部分 練馬区貫井五丁目、平和台三丁目、土支田一丁目、土支田二丁目、土支田三丁目、谷原一丁目、石神井台二丁目、石神井台五丁目、下石神井四丁目、東大泉六丁目、西大泉五丁目、南大泉二丁目、大泉町一丁目、大泉学園町二丁目、大泉学園町三丁目、大泉学園町四丁目および上石神井二丁目各地内
	追加を行う部分 練馬区羽沢三丁目、錦二丁目、高松四丁目、三原台三丁目、大泉学園町五丁目および上石神井四丁目各地内

縦 覧 場 所 練馬区都市整備部都市計画課
(練馬区役所本庁舎16階)

縦 覧 期 間 公告の日の翌日から起算して2週間
意見書の提出先 練馬区豊玉北六丁目12番1号
練馬区都市整備部都市計画課
(練馬区役所本庁舎16階)